

序 章 基本計画及び地域の現況

1. はじめに

(1) 地方拠点法の経緯と目的

これまで、東京などの都市圏に諸機能及び人口が一極集中してきたため過密に伴う大都市問題が深刻化する一方、地方においては若年層を中心とした人口の減少傾向が続き、地方全体の活力が低下する等の弊害が生じる状況となった。

そのため、地方拠点都市地域における創意工夫を生かしつつ、広域の見地から都市機能の増進及び居住環境の向上を促進するための措置等を講ずるとともに、産業業務機能の地方への分散等を進め、産業業務機能の全国的な適正配置を促進することにより、地方の自立的な成長を牽引し、地方定住の核となるような地域を育成していくことを目的として、平成4年8月に「地方拠点法（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律）」が施行された。

(2) 基本計画の見直しについて

平成6年策定の基本計画から10年以上が経過したことから、計画の達成状況や事業の進捗状況を整理し、整備効果の検証を含め今後の「沖縄県北部地方拠点都市計画」の方向性を検討し本計画の見直しを行う。

2. 計画の概要

(1) 上位計画

平成2年「北部広域市町村圏計画」から平成16年度に新たな「北部広域行政圏計画：基本構想・基本計画」を策定するまで、平成6年策定の「北部地方拠点都市地域・基本計画」を本圏域のマスタープランとして推進してきた。

実務的な側面としては、「普天間飛行場の移設に係る政府方針（平成11年12月）」が閣議決定され、その方針に基づき平成12年度から概ね10年間の予定で、「北部地域振興」をねらいとする各種事業が本圏域において展開されている。このような計画プロジェクトを踏襲しながら、本計画における拠点整備方針に基づく整備を推進していくものとする。

また、今後は「北部広域行政圏計画」を上位計画として、現況との整合を今回見直した「北部地方拠点都市計画」に基づく整備を図るものとする。

(2) 基本理念・方針の普遍性

平成6年の地方拠点都市地域基本計画が策定され、その拠点計画の考え方を受け継ぎ、平成12年度から13年度にわたり北部振興事業を推進するための基本構想が策定された。策定には学識経験者をはじめ、地元の住民代表、行政担当者、その他多数の関係者が関わってきた経緯がある。

北部広域市町村圏の振興を扱っている「北部広域行政圏計画」及び「北部振興事業基本構想」の理念・考え方を引き継ぐものとする。

(3) 計画期間

計画期間は、前計画策定の平成6年から10年以上を経過し、今回見直された平成20年から概ね10年間を目標とした計画とし、必要に応じ現状に即した見直しを図るものとする。

(4) 北部地方拠点都市地域の名称及び構成市町村

① 地方拠点都市地域の名称

沖縄県北部地方拠点都市地域

② 地方拠点都市地域の中心都市名

名護市

③ 地方拠点都市地域の構成

名護市、本部町、金武町、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、恩納村、
宜野座村、伊江村、伊平屋村、伊是名村

(以上1市2町9村)